



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	小山昇教授の経歴と業績
Author(s)	高見, 進; TAKAMI, Susumu
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 465-488
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16356
Type	other
File Information	31(3-4)2_p465-488.pdf



小山 昇教授の経歴と業績

高 見 進

一 小山昇教授は大正六年八月一日北京で生を享けられた。小学校、中学校時代をそれぞれ青島と大連で過ごされた後、上京されて第一高等学校に入学された。高等学校時代は勉学の傍らテニスに打ち込まれ、対外試合にも大いに活躍された。昭和一四年東京帝国大学法学部に入学されて、民事訴訟法は兼子一博士の講義を受けられた。在学中に法学部緑会の調停をテーマとした論文募集に応募され、それが審査員の兼子博士の目にとまって入選したというエピソードもある。この時の兼子博士との出会いが後に教授が民事訴訟法を専攻されるきっかけの一つとなったと伺っている。

ところで、教授は大学入学と前後して肋膜炎を患われ、以後、在学中、助手時代と二度に互って療養生活を余儀なくされ、その後も健康を取り戻されるまでになお一〇年の歳月を要した。大学入学当初は官吏を志望されたが右のような事情もあって大学に残ることを決意され、戦況の緊迫に伴う昭和一七年九月の繰り上げ卒業の後、一〇月より民事訴訟法講座の助手として研究生活

の緒につかれた。助手時代には兼子一・菊井維大両教授の指導を受けられ、判例研究会に参加されると共にヘルヴィヒ等ドイツの民事訴訟法学者の著作に親しまれた。また、田中耕太郎・尾高朝雄両博士の主宰されたラートブルフの著作の読書会では大いに啓発されたと伺っている。

敗戦後まだ日の浅い昭和二二年に北海道帝国大学に法文学部が創設されたが、教授は同年六月に講師に任命され、同年九月に助教授になられ、昭和二八年五月には、文学部の独立にともない改組された法経学部教授に昇任された。そして同年八月、法学部と経済学部の分離によって法学部教授となられて今日に至っている。教授は赴任以来、実に三〇年以上の長きに亘り一貫して民事訴訟法の講座を担当され、研究面において数々の業績をあげられると共に多数の人材を育成された。また、この間フランスを中心としたヨーロッパ諸国で研鑽を積まれる傍ら、パリ大学都市日本館館長として日仏文化交流の一端を担われた。

200 1602 38 29 302 26

教授の学部管理運営の仕事は第一回入学試験問題の作成に始

まったが、発令後も東京に残られ、皆無とも言うべき図書文献の

購入発送のため奔走されて今日の法学部蔵書の基礎を築かれた。

翌昭和二三年札幌に着任されてからも、不十分な図書と乏しい住

宅という厳しい条件の中に新任教官を迎え入れるのに心砕か

れるなど、草創期の学部の充実のために挺身された(創設当時の

困難な状況の下でのスタートの一通りと努力の跡は本学部の

岡利郎教授の手になる『北大百年史部局史法学部篇』に詳しい)。

その後学部は漸次人的にも物的にも内容を整えるに至ったが、そ

れについても小山教授の努力に負うところが大きい。たとえば、

研究成果の発表の場としての紀要『法学会論集』や『北海道大学

法学部叢書』の刊行の計画は教授が中心となって実現された。昭

和三六年四月からは三年間第五代目法学部長を勤められたが、

その間も他の国立大学の戦後創設された法学部と協力して講座の

増設と圖書の拡充に努められた。また、近時法学部においては講

座制を廃止し教育組織と研究組織を分離するという内容の改革が

実現されたが、その改革の出発点となった高等法学院構想を示さ

れたのも小山教授であった。大学全体の運営においても昭和三四

年から三度に亘り九年間評議員の重責を果たされた他、イールズ

事件、藤井事件など大学の直面した種々の困難な問題の処理に手

腕を示された。

学外においては、民事訴訟法学会、私法学会の理事として学界

に寄与され、日仏法学会においても指導的役割を果たされた。ま

た、臨時調停制度審議会第二部会委員として家事調停法の改正に

尽力された他、司法試験考査委員、学術審議会委員等幅広い活躍

をされた。なお、裁判所、弁護士会における幾多の講演を通じ、

あるいは北海道・札幌市の各種審議会等の委員を歴任されて、地

域社会に対して果たされた貢献も多大である。

以下では教授の業績を研究面と教育面に分けて述べてみたい。

二 小山教授の研究業績は民事訴訟法をはじめ調停法、仲裁法

など民事手続法の全般に亘る他、民法その他の実体法にも広がっ

ており、しかもその内容は法解釈論のみならず法制度論にまで及

ぶものである。しかし業績の中心は何といっても民事訴訟法それ

も判決手続における問題の解釈に関するものであると思われるの

で、限られた紙幅と筆者の能力から以下ではその点を中心に紹介

することをお許しいただくこととする。

教授の民事訴訟法の解釈に関する業績の中でまず取り上げなけ

ればならないのは、訴訟上の請求についての新説、即ち新訴訟物

理論の提唱と展開に関するものである。訴訟物（訴訟上の請求）を如何にとらえるかという問題は、訴権論、既判力論などと並び民事訴訟法理論における最も基本的かつ古典的テーマの一つであり、現在もなお論争が続けられているところであるが、教授はまず、母法であるドイツ民事訴訟法における訴訟上の請求について、立法の沿革、判例、対立する学説を丹念に分析整理した上で（「請求について」法学会論集一卷（昭和二十六年）、教授自身の新訴訟物理論についてのアイデアを概括的に提示された（「請求について」岩松還暦『訴訟と裁判』（昭和三十一年））。そしてそれをもとに各種訴えについてその訴訟物を精力的に検討され（「填補賠償請求訴訟の訴訟物について」我妻還暦『損害賠償責任の研究・中』（昭和三十三年）、「金額請求について」民事訴訟雑誌六号（昭和三十五年）、「所有物返還請求と占有回収請求について」北海道大学法学部一〇周年記念法学政治学論集（昭和三十五年）、「無効の訴について——ひとつの反省と疑問と」民事訴訟雑誌七号（昭和三十六年））、併せて我国の判例を詳細に分析されて（「訴訟物」『総合判例研究叢書・民事訴訟法（4）』（昭和三十七年））、更にその後ドイツでの学説の動向にも周到な目配りをしながら（「西ドイツにおける近年の訴訟物理論の分析」法学会論集一一巻一号（昭和三十五年）、「事実関係について——訴訟物理論の一断面」法学会論集一一巻二号（昭和

和三十六年）「訴訟物論」（法学会論集一一巻三号、昭和三十六年）を完成され、教授の訴訟物についての立場を体系的にかつ個々の論点について明快な回答を与えつつ展開された（なお、教授はこの論文によって昭和三十七年に東京大学より法学博士の称号を授与された）。

教授はつぎのように説かれる。民事訴訟制度の目的は私的紛争の解決である。紛争は特定の私生活上の利益主張の衝突である。国家は私人の申立を待って紛争を解決する。そこで私人が申立によって特定する利益主張が訴訟上の請求となる。裁判所は法を適用して争いを解決する。そこで実体法規は利益主張の可否を判断する基準（＝法的観点）として働くにすぎない。このような三段論法による論理の積み重ねによって、教授は生活利益を訴訟物とする立場を明快かつ大胆に主張され、訴訟物＝実体法上の権利・法律関係とする従来通説に異を唱えるとともに、ドイツの新訴訟物理論の立場とも異なる独自の理論を打ち樹てられた。そして新訴訟物理論は、それぞれ微妙に異なる立場からではあるが、三月ヶ月章、新堂幸司両教授によっても支持され、請求権の意義、実体法と訴訟法の結びつき、各訴訟類型の機能的差異、さらには訴訟を動かす法曹の在り方にまで至る広範な問題を提起したため、

昭和三〇年代において実務家をも巻きこんだ我が国民民事訴訟法学界の最大の争点となった。教授の訴訟物に関する一連の論文は北海道大学法学部叢書の第二巻に『訴訟物論集』（昭和四一年）の表題のもとに収められているが、教授はその後も訴訟物に対する関心を持ち続けられ次々とその研究の成果を発表されている（株主総会の決議を争う訴訟の訴訟物について」鈴木古稀『現代商法学の課題・上』（昭和五〇年）、「行政処分取消判決の効力について」田中古稀『公法の理論・中』（昭和五一年）、「再審の訴えの訴訟物について」小室・小山還暦『裁判と上訴・下』（昭和五五年）など）。

次に述べなければならないのは判決効、特に既判力に関する論稿である。周知のように訴訟物の問題は既判力の問題と重なるところが多い。訴訟物論争の過程で通説の側から提出された、新訴訟物理論の立場では既判力が拡張される口頭弁論終結後の承継人の範囲に関して妥当な規律ができないとの批判に対して、教授は従来の通説の拠って立つ承継概念の不十分性を明らかにした上で、承継人の範囲についていわゆる適格承継説をとりつつ、この問題についての解決を明快に示された（「口頭弁論終結後の承継人について」法学会論集一〇巻（昭和三五年））。また、主債務者に対する判決の保証人に対する効力や、連帯債務者の一人に対する判決の他

の連帯債務者への効力について、債権は債務者に対するものであるという命題から結論を導く近時の論文（「債権者・主債務者間の判決と保証人——実体法と訴訟法（一）」民商法雑誌七六卷三号（昭和五二年）、「連帯債務と判決効 鈴木正裕教授の疑問に答える——実体法と訴訟法（二）」判例タイムズ四〇四号（昭和五五年））も教授らしい論理展開を示すもので興味深い。

既判力の客観的範囲についても、教授は既判力と攻撃防禦方法の遮断との関係について関心をもたれ、細かな検討をしたいくつかの論文を書いておられるが（「既判力の客観的範囲について——その問題点の反省」中村古稀『民事訴訟の法理』（昭和四〇年）、「既判力の対象と遮断効——わが国の判例を素材として」菊井献呈『裁判と法・上』（昭和四二年）、「イギリスの裁判官の思维方法の分析——res iudicataを舞台として」兼子還暦『裁判法の諸問題・上』（昭和四四年））、近時のものとしては確定判決後の追加賠償請求について綿密な比較法的検討の上に日本法の解釈論を試みられた一連の論文がある（「確定判決後の追加賠償請求——フランスの場合」日仏法学七号（昭和四八年）、「西ドイツ民訴三二三条の訴えについて（一）」北大法学論集二四卷一、二号（昭和四八年）、「確定判決後の追加賠償請求について——西ドイツの場台」民商法雑誌六九卷五号（昭和四九年）、「確定判決後の追加賠償請求

——イギリスの場合」北大法学論集二五卷二号（昭和四九年）、「確定判決後の追加賠償請求——ローマ法について」山木戸還暦『実体法と手続法の交錯・上』（昭和四九年）、「確定判決後の追加賠償請求について」吉川追悼『手続法の理論と実践・上』（昭和五五年）。

多数当事者訴訟に関する教授の業績にもふれておかなければならない。多数当事者訴訟には現在の学界における主要な関心が向けられており、活発な議論がなされている。教授の研究生活における最初のテーマは必要的共同訴訟であったが、創設当初の北大ではそのテーマについての十分な文献を入手することができなかったためその方面の研究は暫く中断せざるを得なかったと伺ったことがある。しかし教授はその後多数当事者訴訟に対する関心を持ち続けられ、昭和四〇年代に入ってから次々とその研究成果を発表された。必要的共同訴訟と通常共同訴訟の区別の基準については、実体法的側面と並んで手続法的側面をも考慮すべきであるとの見解も有力であるが、教授はこの点では伝統的学説を堅持する立場からの論文を書いておられる（「共有者を被告とする建物取去・土地明渡訴訟について——実体法と訴訟法（一）」北大法学論集二七卷三・四号（昭和五二年））。一方、独立当事者参加訴訟に関する論文では、参加要件、脱退当事者に対する判決の効力、上訴などの規整

についてきわめてユニークな示唆に富む解釈論を展開しておられる（「本訴の当事者の一方のみを相手方とする七」条の参加」判例タイムズ二一六号（昭和四三年）、「民訴七」一条の参加訴訟における判決の内容と効力に関する試論」中田還暦『民事訴訟の理論・上』（昭和四四年）、「独立当事者参加訴訟の控訴審の構造」北大法学論集二六卷一号（昭和五〇年））。また、いわゆる主観的予備的併合の構造を三面訴訟ととらえて独立当事者参加訴訟と同様に規律するという着想（「訴の主観的・予備的併合」『実務民事訴訟講座一巻』（昭和四四年））も、教授の当事者参加についての深い思索を背景として生まれたもののように思われる。

教授は右の諸業績および多数の判例研究等を背景として昭和四三年に体系書『民事訴訟法』を著しておられる。これは初学者に向けて書かれたものという制約はあるが、教授の民事訴訟法についての基本的立場を明らかにし、詳細に判例を引用しつつ、個々の論点に対して明快な解釈を提示する力作であり、学界・実務界の双方で評価の高いものである。教授の執筆の姿勢は序文に「副題をつけるとしたら、民事訴訟の論理の追究または手続合理性の探究としたところである」と述べておられるところから窺うことができる。なお教授は版を改める度に、新しい判例を加え、最

新の学説の検討をふまえて記述を補足される労を厭われないが、このことは教授の学問的良心の一端を示すものであろう。

民事訴訟の判決手続以外の分野においては仮処分の基本構造に関する理論を展開された論稿（仮処分における保全の必要性）村松還暦『仮処分の研究・上』（昭和四〇年）、「仮処分訴訟の再構成——実体法と訴訟法」『法曹時報二九卷一〇号（昭和五二年）』を見逃すことができない。

次に小山民事訴訟法理論の背景および解釈の方法についてふれてみたい。

三 小山民事訴訟法理論は恩師である兼子博士の民事訴訟法理論の影響を強くうけている。すなわち、小山教授の理論は訴訟目的論や訴権論のように兼子理論をそのまま取り入れている部分は勿論、訴訟物論、既判力論など独自の解決を示す部分においても兼子理論との真摯な対話と対決から生み出されたものと言うことができよう。教授は、自分の仕事は兼子博士の書かれたものの中で十分には納得できないことがらを自分なりに考え抜くことから始まったと述べされたことがある。小山教授の立場から兼子博士の業績を丹念に検討し評価したものとして「兼子一先生の人と法学」（『法律時報四五卷一五号、昭和四八年』）がある。

法解釈の方法に関しては、教授は「法の解釈の科学性について」（『法学会論集七卷一号、昭和三二年』）という論文を書いておられる。この論文は「アイディアを示すに止まり、具体的な展開や細目的な構成は別の機会に譲られる」（序文）ものであるが、法規の文言と法規相互の論理的整合性を重視され、法の客観的認識に努められる教授の姿勢を窺うことができる。

小山教授の民事訴訟法の解釈論の特徴として指摘しなければならぬのは、教授が法原理、法概念の構成を重視され、また、三段論法による厳密な論理の展開を尊重されることであろう。教授は他の論者の法概念、法理論を細かく分析することにも長けておられるが、それよりもむしろ、自身の概念、理論を独創的な立場から構成され、煉瓦を一つ一つ積み上げるようにそれらを展開して独自の視点に立った緻密な体系を構築されるのを得意とされるように思われる。

近時の利益衡量による解釈方法に対しては、公平といった判断基準では恣意的な結論が導かれがちであるとの批判から、問題を厳密に論理的につきつめることによって解答を見いだすことに努力を傾けておられる。しかし、教授は民事訴訟法の規定の形式的な適用を戒めておられ訴訟における当事者の実際の地位に十分な

配慮をされることは、信義則の適用としていわゆる争点効を認められる（「いわゆる争点効について——争点効理論の深化へのひとつの刺激として」ジュリスト五〇四号（昭和四七年））などの態度から窺うことができる。民事訴訟法上の諸原理の把握と論理の展開における厳格な姿勢と、他面で訴訟の実際というものに十分配慮した柔軟な姿勢が緊張関係に立ち、両者の間に保たれた微妙なバランスの中から具体的な解釈的結論が示されるところに教授の解釈理論の特色が見られると思われる。

教授が判例を実定法としての民事訴訟法を理解するために重視されたことは、極めて多数の判例評釈、総合判例研究があること、他、体系書でも詳細に判例を引用されたことから知られることができる。教授は、判例評釈において判旨の結論の可否を論じることよりも、新たな判例を従来の判例の流れの中に正しく位置づけること、他、判例の結論を支える論理を鋭く整理分析し、その結論を導くための正しい論理を提供することに多くの労力を割かれた。我々はそこに学者と実務家それぞれの役割についての教授の考えを見ることができよう。

四 小山教授の研究の大きな分野として審判・調停があることは周知のことである。教授の調停との出会いは学生時代に遡る

ことは先に一言したとおりであるが、教授は民事訴訟と審判・調停の相互の関係について考察を重ねられ、幾つかの論文を発表しておられる（「家事審判について」法学会論集六卷（昭和三十一年）、「民事調停と民事訴訟」北海学園大学法学部十周年記念『法学政治学の課題』（昭和五二年）など）。教授は昭和三四年に発足した札幌身分法研究会において創設当初から指導的立場に立たれ、また、長く家事調停委員を務められて豊富な実務的経験を持っておられるが、教授の書かれた家事審判・家事調停に関する多数の論文は右研究会の討議（その成果の一部は教授が共編著者である『遺産分割の研究』（昭和四八年）としてまとめられている）をふまえて家事審判における重要な問題について解釈を示したものの（「遺産分割の審判における前提問題上・下」判例タイムズ二〇二、二〇四号（昭和四二年）、「寄与分に関する手続法上の諸問題」判例タイムズ三三八号（昭和五一年）など）、あるいは、家事調停委員としての経験から得られた家事調停、調停委員、調査官それぞれのあり方についての教授の考えを平明に説かれた含蓄の深いものである（「家庭裁判所の当面する諸問題——調停」『家族問題と家族法Ⅶ』（昭和三二年）、「離婚調停の実際と理論——一人の家事調停委員の経験から」家庭裁判月報二六卷一一号（昭和四九年）、「家事調停の展望」家庭裁判資料一一五号（昭和五四年））。

民事調停については、教授はすでに『民事調停法概説』（昭和

二八年）を書かれ、その後『調停法』（昭和三三年）を世に問うて

おられる。これらはこの分野での数少ない信頼できる体系書であ

る。昭和四九年には民事調停法の重要な改正があり、教授自身も

臨時調停制度審議会委員としてこれに関与されたが、昭和五二年

に我々は右改正を織り込んで書かれた新著『民事調停法』を手に

することができた。これは教授の民事調停法解釈学の全体像を明

らかにするものであり、学界・実務界の双方に対して多大な学問

的寄与をするものである。この著書に注ぎこまれた教授の並々な

らなない熱意は「この機会に、民事調停法のすべてを画き尽くす試

みをするに決めた。しかし、資料を集めていくうちに、とうて

い集め尽くせないことを悟った。また、問題を考えていくうちに、

とうてい考え尽くせないことを自覚した。それにもかかわらずこ

の試みを棄てなかった。」という序文からも窺うことができる。

仲裁の分野においても教授はすでに最も権威ある体系書『仲裁

法』（昭和三三年）を発表しておられるが、近年はこの分野への関

心をさらに深められ、昭和五二、五三年に研究部で研究に専念す

る機会を持たれた折にもそこの研究テーマを仲裁に絞られ、仲

裁契約の法的性格に関する論文（仲裁契約の抗弁について——実体法

と訴訟法四）民商法雑誌七八巻臨時増刊号（昭和五三年）の他、ロー

マ法、カノン法、ドイツ普通法、フランス法などにおける仲裁法

の歴史的発展の動向について精力的に研究成果を発表しておられ

る（仲裁法の沿革の概観とその余恵）北大法学論集二九卷三、四号（昭和

五四年）、「*exceptio veluti pacti ex compromisso*」について——実体法

と訴訟法四）北大法学論集三〇卷一号（昭和五四年）、「*episcopalis audi-*

entia」について）北大法学論集三〇卷三号（昭和五四年）、「フランス一八

〇六年仲裁法の制定の経緯」北大法学論集三〇卷四号（昭和五五年）、「フラ

ンス一七九〇年仲裁法について」北大法学論集三一巻一号（昭和五五年）。

これらの業績をふまえて書かれる『仲裁法』の全面的な改訂版を

我々はごく近い将来期待することができよう。

最後に、小山教授が我が国において、特に教授の年代の民事訴

訟法学者において数少ないフランス民事訴訟法の研究者として活

躍されていることにおかれておかなければならない。教授は最初の

留学の機会にフランスに行かれ、パリ大学のソオリユス教授の下

でフランス民事訴訟法を研究された。その成果として「フランス民

訴第一七三条第一項の解釈について——訴訟行為の無効の問題の

一断面」（日仏法学二号、昭和三七年）がある。その後もパリ大学都市

日本館の館長を勤められるなどのため度々フランスに行かれて研

究を深化させておられる。教授のフランス法の研究は民事訴訟法

に関するもの（*leffère* について——ただし、その *ordonnance* の効力

の紹介と研究）北大法学論集一四卷三・四号（昭和三九年）、「フランス法

における *référé* に関する判例紹介と研究」吉川還暦『保全処分の体

系・上』（昭和四〇年）、「フランスにおける公害訴訟」環境研究四号（昭

和四八年）の他、弁護士制度の研究（「弁護士制度の比較法的研究」

フランス）比較法研究二五号（昭和三九年）、「各国弁護士制度の研究」（フ

ランスの弁護士制度担当、昭和四〇年）、「裁判官制度の研究」（フランスの

裁判官制度）（「ジュリスト三一四、三一六、三一八、三二〇号（昭和

四〇年）、「フランスにおける裁判官の独立について」北大法学論集一六卷

二・三号（昭和四〇年）など多方面にわたっている。また、仏語で

書かれた論文やベルギーで行なわれた国際民事訴訟法学会、フラ

ンスで行なわれた日仏学術シンポジウムでの報告などによって日

本法・法制度を外国に紹介するという面でも少なからぬ貢献をさ

れた。

五 先にも述べたように小山教授は三〇年以上の長きに亘って

民事訴訟法の講義と演習を担当され、それらを通じて多くの人材

を実社会に送り出され、また若手研究者の養成に尽力された。こ

こでは、教授のこれらの教育面での業績のうちで特に実務法曹養

成のために費された努力についてふれておきたい。

教授は民事訴訟法の演習に参加した学生の中から実に多数の実

務法曹を育てあげられ、それらの人々が地元札幌においては勿論

のこと全国で活躍している。そのため学生の間では教授の担当さ

れる演習に参加することは司法試験合格のための確実なステップ

になると考えられているがそれも当然であろう。

教授は演習において、決められた問題について報告者の報告を

中心に討論が行なわれた後に、毎回全員にその討論の内容をふま

えた自己の答案を提出させ、それを次の週には丁寧な添削して返

却するという労を惜しまれない。また演習参加希望者が多数のと

きには二つのグループに分けて週に二回演習を担当されることも

あった。その親身な指導ぶりは司法試験をめざす卒業生のために

個別に添削したり、場合によっては奨学金の世話をするといった

ことにまで及んでいたようである。小山教授は周知のようにテニ

スがお上手でキャリアも長く、札幌テニス界の重鎮であられる。

その教授が夏の日盛りに、しばしばあらぬ方向に球を打つ初心者

に対していやな顔一つせず丁寧な長時間一球一球その人の練習の

ためにもっとも良い場所に球を打ち返しておられる姿を拝見する

ことがしばしばある、そこから教授の演習での懇切丁寧な指導の

光景を思い浮かべるのは筆者だけではあるまい。

実務法曹の養成が法学部の教育の大きな部分を形作ることは当然といえば当然であるが（それが我が国では必ずしも貫かれていないことも事実であるが）、教授が実務法曹の養成に非常に大きな精力を割かれた理由の一つは、「私の方は新しくできた大学だものですから、司法試験の合格者をできるだけ出したい」（座談会「民事訴訟法の学び方」ジュリスト法学教室四号（昭和三七七））での発言）ということばかりもわかるように教授の北大法学部の地位を確立することへの一方ならない熱意に求められるように思われる。

先に小室直人・小山昇先生還暦記念論文集『裁判と上訴・中・下』が上梓されたが、小山教授はご自分に対して捧げられたものでもあるこの論文集にも寄稿され、また、本号にも力作を発表されている。これは教授が還暦を過ぎられてもご健康で学問に対する情熱をいささかも失っておられないことを示して余りある。教授の著作目録を見直すとき、我々は改めてその研究業績の広範で豊かなことに気付かされるが、発表された論文・判例批評の数が二七・八年は減るどころかむしろ年々増えていることに二重に

驚かされる。その学問に対する精進には畏敬の念を覚えずにはいられない。教授は、満足に研究ができたのは病氣や大学の管理運営の仕事から解放されたこの一〇年くらいのことだと述懐されたことがあるが、そのことばから教授のこれまでの御苦労を思うとともに、北大法学部における最後の時期を研究一筋の充実したものととして過ごされたことを心から喜びたいと思う。

今後も御健康に留意されて研究を続けられ、後進に暖かい御指導を賜わるようお願いしつつこの拙文の筆を擱くこととしたい。

右に述べたことの中で教授の説かれたところを誤解してその結果不当な結論を導き出した部分もあるかもしれない。その点については小山教授の御寛恕を乞いたいと思う。

小山 昇教授略歴

小山 昇教授の経歴と業績

大正 六年	八月 一日	北京に生れる	昭和二七年	五月一五日	北海道大学学生部学生委員会委員（昭和二八年五月一日まで）
昭和一〇年	四月	第一高等学校文科甲類入学	昭和二八年	四月 一日	北海道大学大学院法学研究科委員会委員
昭和一三年	三月	第一高等学校文科甲類卒業			
昭和一四年	四月	東京帝国大学法学部入学			
昭和一七年	九月	東京帝国大学法学部卒業	昭和二九年	七月 一日	北海道学芸大学教授（札幌分校）併任（昭和三〇年三月三十一日まで）
	一〇月一九日	東京帝国大学法学部助手			
昭和二二年	六月 四日	北海道帝国大学法学部入学試験委員		一〇月一〇日	北海道大学単位修得試験問題作成委員及び単位修得試験成績審査委員（一二月二〇日まで）
	六月三〇日	北海道帝国大学法学部講師			
	九月 三日	北海道帝国大学法学部助教授			
	一二月一七日	東京帝国大学法学部に於いて内地研究に従事（昭和二三年三月三十一日まで）	昭和三〇年	四月 一日	北海道大学大学院委員会委員（昭和三二年八月三十一日まで）
昭和二五年	四月 一日	北海道大学法経学部助教授		四月一九日	北海道大学図書館拡充委員会委員（昭和和三二年三月三十一日まで）
	五月一八日	イールズ氏講演会実情調査会委員			
	五月二五日	北海道大学法経学部古書評価委員（昭和二六年三月三〇日まで）			
昭和二六年	五月二二日	北海道大学農学部非常勤講師	昭和三一年	一月 一日	札幌家庭裁判所家事調停委員（昭和五三年三月三十一日まで）
		税務講習所札幌支所講師（昭和三二年度まで）		二月二七日	北海道大学医学部医学科入学試験委員
		札幌郵政研修所講師（昭和三九年度まで）		三月 二日	北海道大学入学試験採点委員
				九月 一日	北海道大学住宅委員会委員（昭和三二年八月九日まで）

一〇月 一日 北海道大学教育学部非常勤講師（一二

月三一日まで）

四月 一日 北海道大学創基八〇周年記念会館建設

期成会理事

昭和三年 六月 一六日 北海道大学教育学部非常勤講師（一一

月一〇日まで）

一〇月 二八日 北海道大学経済学部非常勤講師（昭和

三十七年三月三一日まで）

一〇月 一六日 文部省在外研究員としてフランス、ル

クセンブルグに留学（昭和三十四年三月

一三日まで）

昭和三十七年

昭和三四年 四月 一日 北海道大学大学院委員会委員（昭和三

十九年一月九日まで）

六月 一一日 北海道大学教育学部非常勤講師（六月

三〇日まで）

四月 一日 北海道大学評議員（昭和三十九年一月九

日まで）

昭和三十九年 一月 一九日 札幌市特別職報酬等審議会委員（昭和

四〇年一月一四日まで）

四月 一日 北海道大学協議員（昭和三十九年一月九

日まで）

昭和四〇年 一月 一日 札幌家庭裁判所相談員（昭和四一年一

二月三一日まで）

一〇月 二六日 北海道大学教育学部非常勤講師（一一

月三〇日まで）

一二月 二〇日

札幌市営企業等調査審議会委員

十一月 二七日 北海道大学入学試験委員

昭和三十五年 三月 一日 札幌弁護士会懲戒委員会委員

三月 一日 札幌弁護士会資格審査会予備委員

昭和三十六年 四月 一日 北海道大学法学部長、北海道大学大

院法学研究科長（昭和三十九年一月九日

まで）

三月 一五日

文部省在外研究員としてフランス、イ

ギリス、オランダおよび西ドイツの各

国で研究（昭和四一年六月一四日まで）

四月 一日 北海道大学敷地委員会委員

四月 一日 北海道大学教育制度委員会委員

法律扶助協会札幌支部評議員

昭和四二年	八月 一日	北海道大学評議員（昭和四四年七月三 日まで）	三年三月三一日まで）
	八月 一日	北海道大学協議員（昭和四四年七月三 日まで）	七月一〇日 法学・政治学視学委員*
	九月一〇日	学術審議会委員（昭和四三年十二月一 日まで）	一月 一日 民事調停委員（昭和五二年十二月三十一 日まで）
昭和四三年	四月 二日	札幌市特別職報酬等審議会委員（四月 一六日まで）	四月二〇日 札幌市建築審査会委員*
		天使女子短期大学非常勤講師	十二月一〇日 札幌家庭裁判所委員会委員*
昭和四四年	五月二五日	パリ大学都市日本館館長（昭和四六年 五月二四日まで）	七月二八日 オランダおよびフランスに出張（八月 一二日まで）
昭和四六年	五月二五日	フランスおよび西ドイツで研究（九月 五日まで）	八月二五日 ベルギーに出張（国際民事訴訟法学 会、九月七日まで）
	一〇月一三日	臨時調停制度審議会第二部会委員	四月 八日 交通事故紛争処理センター札幌支部審 査員*
昭和四七年	四月 一日	北海道大学入学者選抜試験制度調査委 員会委員（昭和四九年三月三一日まで）	九月二六日 フランスに出張（一〇月七日まで）
昭和四八年	二月二〇日	北海道大学入学試験採点委員	一〇月二四日 北海道環境影響評価審議会委員*
	八月 一日	北海道大学評議員（昭和五〇年七月三 日まで）	七月 五日 札幌市町名等整備審議会委員*
	八月 一日	北海道大学協議員（九月三〇日まで）	一〇月 一日 フランスに出張（日仏学術シンポジウ ム・法律部門、一〇月一七日まで）
	一〇月 一日	北海道総合開発委員会委員（昭和四九 年九月三〇日まで）	
昭和五〇年	五月 一日	北海道大学大学院委員会委員（昭和五	

学界関係 民事訴訟法学会、私法学会、日仏法学会各理事

*印は昭和五五年十二月一日現在在任中のもの

小山 昇教授著作目録

I 編著書

昭和二八年

民事調停法概説

昭和二九年

法律扶助〔法律学体系法学理論篇〕

昭和三〇年

民事訴訟法〔法学新書28〕

民事訴訟法上・下〔法律学演習講座〕（共著）（昭和三八年全訂版上、昭和四一年全訂版下）

昭和三三年

調停法・仲裁法〔法律学全集38〕

昭和三六年

裁判上の和解〔総合判例研究叢書・民事訴訟法⑧〕（昭和四三年増訂版）

昭和三七年

訴訟物〔総合判例研究叢書・民事訴訟法④〕

昭和三八年

共同訴訟〔総合判例研究叢書・民事訴訟法⑦〕（昭和三九年再版）

昭和四〇年

各国弁護士制度の研究（共著）
法学（共編著）

昭和四一年

訴訟物論集〔北海道大学法学部叢書②〕（昭和四七年増補版）

昭和四三年

民事訴訟法〔現代法律学全集22〕（昭和四八年改訂版、昭和五〇年二訂版、昭和五四年三訂版）

昭和四五年

民事訴訟法講義〔青林講義シリーズ〕（共編）

昭和四八年

演習民事訴訟法上・下（共編）
遺産分割の研究（共編著）

仲裁人の忌避について

昭和五一年

判例コンメンタール民事訴訟法ⅠⅡⅢ（共編）

昭和五二年

民事調停法〔法律学全集38の2〕

II 論説など

昭和二六年

請求について

有信堂

有斐閣

有斐閣

青林書院新社

青林書院新社

青林書院新社

判例タイムズ社

国際商事仲裁協会

三省堂

有斐閣

法学会論集一卷〔訴訟物論集所収〕

昭和二十七年

Le droit et la morale——un memorandum 法学会論集二卷

民事訴訟法(学会展望) 私法八号

昭和二十八年

訴訟上の和解と調停——特にその錯誤について 私法九号

訴訟上の和解に関する判例 法学会論集三卷

昭和二十九年

必要的共同訴訟 民事訴訟法講座第一卷

昭和三十一年

家事審判について 法学会論集六卷

法の解釈の科学性について 法学会論集七卷一号

請求について 岩松三郎裁判官還暦記念論文集・訴訟と裁判〔訴訟物論集所収〕

戦後法制変遷の回顧——調停制度 シュリスト一〇〇号

K. H. Schwab: Der Streitgegenstand im Zivilprozess (書評) 民事訴訟雑誌三号〔訴訟物論集所収〕

昭和三十三年

判決以外の訴訟終了原因 法学セミナー一五号

家庭裁判所の当面する諸問題——調停 家族問題と家族法Ⅶ

昭和三十三年

填補賠償請求訴訟の訴訟物について 我妻栄先生還暦記念・損害賠償責任の研究中巻〔訴訟物論集所収〕

昭和三十四年

損害賠償責任の研究中巻〔訴訟物論集所収〕

三ヶ月章「民事訴訟法」(書評) 法学協会雑誌七六卷二号

昭和三十三年

金額請求について 民事訴訟雑誌六号〔訴訟物論集所収〕

当事者主義・弁論主義の動向 法律時報三二卷一〇号

口頭弁論終結後の承継人について 法学会論集一〇卷

所有物返還請求と占有回収請求について 北海道大学法学部

一〇周年記念法学政治学論集〔訴訟物論集所収〕

西ドイツにおける近年の訴訟物理論の分析

法学会論集一一卷一号〔訴訟物論集所収〕

昭和三十六年

無効の訴について——ひとつの反省と疑問と

民事訴訟雑誌七号〔訴訟物論集所収〕

事実関係について——訴訟物理論の一断面

法学会論集一一卷二号〔訴訟物論集所収〕

訴訟物論 法学会論集一一卷三号〔訴訟物論集所収〕

認知請求訴訟における諸問題——最高裁の判例を機縁として

民商法雑誌四四卷一号

形成訴訟の特質を説明せよ 法学教室一号〔訴訟物論集所収〕

民事訴訟法1判決手続 法学セミナー六六号

昭和三十七年

形成訴訟における新旧理論の理論構成

法学セミナー七六号〔訴訟物論集所収〕

裁判官または弁護士に質問する——訴訟物に関して

ジュリスト二五六号〔訴訟物論集所収〕

フランス民訴第一七三条第一項の解釈について——訴訟行為の無効の問題の一断面

日仏法学二号

大学の管理運営の論理

北大季刊二三号

昭和三十八年

判・検事、弁護士、大学教授間の交流を

ジュリスト二六五号

遺産分割に関する諸問題——遺産の分割

判例タイムズ一四〇、一六四号〔遺産分割の研究所収〕

共同訴訟

民事訴訟法演習Ⅰ

ある調査報告——判事の任用に関して（共著）ジュリスト二八六号
La preuve en droit civil japonais

Recueils de la Société Jean Bodin, Tome 19

昭和三十九年

準備書面の効果

民事訴訟法演習Ⅱ

弁護士制度の比較法的研究——フランス

比較法研究二五号

フランスの弁護士制度（臨時司法制度調査会）

弁論主義の評価と動向

ジュリスト三〇〇号〔学説展望〕

référé について——ただし、その ordonnance の効力の紹介と研究
北大法学論集一四卷三・四号

係争物に関する仮処分利益へ判例総合研究Ⅴ

民商法雑誌五〇卷三号

「意見書」（臨時司法制度調査会）の提案を早急に実現せよ

「実務と新訴訟物理論」（座談会）について

ジュリスト三〇七号

判例タイムズ一六四号〔訴訟物論集所収〕

昭和四〇年

フランス法における référé—urgence の判例紹介と研究

吉川大二郎博士還暦記念・保全処分の体系上巻

フランスの裁判官制度（一）（四・完）

ジュリスト三一四、三一六、三一八、三二〇号

既判力の客観的範囲について——その問題点の反省

中村宗雄先生古稀祝賀記念論集・民事訴訟の法理

別冊ジュリスト四号〔続学説展望〕

西ドイツの裁判官制度（一）（九・完）

ジュリスト三二七、三二九、三三一、三三三、

三三五、三三七、三三九、三四一、三四四号

仮処分における保全の必要性

村松俊夫裁判官還暦記念論文集・仮処分の研究上巻

フランスにおける裁判官の独立について

北大法学論集一六卷二・三号

昭和四一年

勝訴原告の追加請求について——解釈論と政策論

民事訴訟雑誌一二号〔訴訟物論集増補版所収〕

現代の法律家の職能と問題点——裁判官 岩波講座・現代法 6

昭和四二年

手続上抹消登記ができない場合に抹消登記請求をどう処理すべきか

判例タイムズ二〇〇号

遺産分割の審判における前提問題上・下

判例タイムズ二〇二、二〇四号

一人相撲（随想）

ジュリスト三七四号

既判力の対象と遮断効——わが国の判例を素材として

菊井維大先生献呈論集・裁判と法上巻

昭和四三年

本訴の当事者の一方のみを相手方とする七一条の参加

判例タイムズ二一六号

佐々木吉男「民事調停の研究」（書評）

民商法雑誌五八巻二号

昭和四四年

最近における訴訟物理論の展開について

全国裁判所書記官協議会会報二五号「訴訟物論集増補版所収」

民訴七一条の参加訴訟における判決の内容と効力に関する試論

中田淳一先生還暦記念・民事訴訟の理論上巻

伊東乾「民事訴訟法研究」（書評）

法学研究四二巻四号

イギリスの裁判官の思维方法の分析——*res iudicata*を舞台として
兼子一博士還暦記念・裁判法の諸問題上巻

民事法の諸問題第三巻序文

近年のわが国の判例に現われた訴訟物観について

北大法学論集二〇巻一号

近年の我が国の判例にあらわれた訴訟物観について

全国裁判所書記官協議会会報二七号「訴訟物論集増補版所収」
訴の主観的・予備的併合
実務民事訴訟講座一卷

タヌギユイ・ド・ケネタン「社会に抗する学生たち」（訳）

北大法学論集二〇巻三号

昭和四五年

抵当権の実行保全のための仮処分

小野木常・斎藤秀夫先生還暦記念・抵当権の実行上巻

「事態がそのように惨めなところはどこにもない」——西ドイツ民

訴改革——

ジュリスト四四九号

シュトゥットガルト方式口頭弁論見聞報告

ジュリスト四六三号

第八回比較法国際学会に出席して

ジュリスト四六五号

昭和四六年

Introduction à la conciliation dans le droit japonais

Revue internationale de droit comparé, 23 Année No 1

フランス人と日本的なるもの（随想）

ジュリスト四九三号

西ドイツにおける民事訴訟促進の試み

日本法律家協会札幌支部

昭和四七年

訴訟事件と非訟事件

ジュリスト五〇〇号「判例展望」

いわゆる争点効について——争点効理論の深化へのひとつの刺激として
ジュリスト五〇四号

訴訟費用（八九—九四条）

別冊法学セミナー一「基本法コンメンタール」

中田淳一「訴と判決の法理」(書評)

民商法雑誌六六卷六号

昭和四八年

クラス・アクション——權利を腐らせないための手続(座談会)

ジュリスト五二五号

公害の差止請求訴訟——フランス

比較法研究三四号

Résumé de Colloque 1972 sur l'action civile en cessation de

KOOGAI organisée par l'Association de droit comparé du

Japon. 比較法研究三四号

調停・和解・訴訟——調停の問題点について

自由と正義二四卷三号

訴訟事項と家事裁判

債権差押と第三債務者のする相殺

演習民事訴訟法上巻

確定判決後の追加賠償請求——フランスの場合 日仏法学七号

仲裁人の責務および倫理について JCAジャーナル二〇巻五号

西ドイツ民訴三二三条の訴えについて(一)(二・完)

北大法学論集二四卷一、二号

離婚慰養料と財産分与の諸問題

判例タイムズ二九四号

破産財団の法律上の性格

演習破産法

本旨弁済と否認

演習破産法

フランスにおける公害訴訟

環境研究四号

兼子一先生の人と法学

法律時報四五卷一五号

昭和四九年

確定判決後の追加賠償請求について——西ドイツの場合

民商法雑誌六九卷五号

日本における訴訟行為論の現状

民事訴訟雑誌二〇号

調停制度の現代的機能と課題

法律のひろば二七卷八号

我妻栄先生と私(追悼随想)

ジュリスト五六三号

確定判決後の追加賠償請求——イギリスの場合

北大法学論集二五卷二号

確定判決後の追加賠償請求——ローマ法について

山木戸克己教授還暦記念・実体法と手続法の交錯上巻

離婚調停の実際と理論——一人の家事調停委員の経験から

家庭裁判月報二六卷一一号

裁判所の検定内容審査権——家永教科書検定判決をめぐって

判例時報七五一号

民事裁判をめぐって(対談)

司法の窓昭和四九年一〇月一日号

昭和五〇年

株主総会の決議を争う訴訟の訴訟物について

鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題上巻

独立当事者参加訴訟の控訴審の構造

北大法学論集二六卷一号

家事調停委員はなにを期待されているか

ケース研究一四八号

利益衡量と法規(随想)

ジュリスト五九一号

家事審判の対象と手続の特質(座談会)

ケース研究一五一号

昭和五一年

新堂幸司「民事訴訟法」(書評)

法学協会雑誌九三卷一号

民事調停の存在意義

別冊判例タイムズ四号

証明責任(挙証責任)の分配(討論司会)

民事訴訟雑誌二二号

民事調停と民事訴訟

現代の弁護士活動(座談会)

ジュリスト六一号

北海道の離婚——その増加の背景と対策(座談会)

昭和五三年

北海学園大学法学部十周年記念・法学政治学の課題

ケース研究一五六号

寄与分に関する手続法上の諸問題

判例タイムズ三三八号

行政処分取消判決の効力について

昭和五四年

民事訴訟法の争点
民商法雑誌七八巻臨時増刊号(三)

医療裁判の問題点(立証責任について)

仲裁制度の現状と問題点

民事訴訟法の争点
北大法学論集二九卷三・四号

日本弁護士連合会特別研修叢書昭和五〇年度

衡平の視点(随想)

ジュリスト六二二号

昭和五二年

共有者を被告とする建物収去土地明渡訴訟について——実体法と訴訟法(一)

債権者・主債務者間の判決と保証人——実体法と訴訟法(二)

北大法学論集二七卷三・四号

仮処分訴訟の再構成——実体法と訴訟法(三)

民法雑誌七六卷三三三
法学セミナー二八八号

土地明渡義務の相続と共同訴訟

法曹時報二九卷一〇号

相続法の基礎

遺産の範囲確定のための民事訴訟

相続法の基礎

司法及び裁判制度

ジュリスト六三八号

ジュリスト六三八号

寄与分に関する手続法上の諸問題(シンポジウム・報告)

「家事調停の展望」

家庭裁判資料一一五号

私法三九号

「家庭裁判所論集——創設三〇周年記念」

昭和五五年

執行官について

判例タイムズ四〇〇号

フランス一八〇六年仲裁法の制定の経緯

北大法学論集三〇巻四号

連帯債務と判決効——鈴木正裕教授の疑問に答える——実体法と訴訟法（六）
判例タイムズ四〇四号

契約概念の日仏比較研究——第一回日仏法学共同研究集會に出席して（座談會）
ジュリスト七一三号

北海道建設工事紛争審査會について
ジュリスト七一四号

再審の訴えの訴訟物について
小室直人・小山昇先生遺曆記念・裁判と上訴下巻
執行の適正化の観点からみた執行機關の再編成
ジュリスト七一九号

フランス一七九〇年仲裁法について
北大法学論集三一巻一号

確定判決後の追加賠償請求について——実体法と訴訟法（七）
吉川大二郎博士追悼論集・手続法の理論と実践上巻
ジュリスト七二九号

親子の形式と実質（随想）
家庭裁判所の独立性と独自性（提言）
別冊判例タイムズ八号

III 判例批評

昭和一八年

許害行為取消の訴で勝訴しても債權に付時効中断の効力を生ぜず

等

執行文付与に必要な条件の到来前執行文を付与したる時と雖も強制執行當時既に条件の到来せる場合にはその執行文はこれを取消し得ない
法学協会雑誌六一巻一号

被告に対する訴狀期日呼出狀の送達の有効にも拘らず為された闕席判決も確定したる以上は被告に対して既判力を有する
法学協会雑誌六一巻五号

最初の口頭弁論期日に不出頭の当事者の提出せる書面の効力
法学協会雑誌六一巻七号

請求の基礎の変更
請求原因の変更と書面
法学協会雑誌六一巻八号
法学協会雑誌六一巻一〇号
法学協会雑誌六一巻一二号

昭和一九年
判決言渡期日の指定無くして言渡された判決の効力
法学協会雑誌六二巻二号

仮処分の申請人適格
抗告審判請求書の記載
判例民事法昭和一八年度
戸籍上の父子關係の不存在確認の訴では戸籍上の母も当事者とせねばならぬか
判例民事法昭和一九年度

昭和二〇年
姦通を否定し重大なる侮辱を認めた離婚判決を得た原告の姦通に基く離婚判決を求める控訴の許否
判例民事法昭和一九年度

証言排斥の理由の齟齬と採証の法則違反
民法商法雑誌二七巻二号

昭和二七年

証言排斥の理由の齟齬と採証の法則違反
民法商法雑誌二七巻二号

証言を信ずべき理由の説明を要する場合 民商法雑誌二七卷三号

昭和二十九年

民事調停規則五条本文の趣旨

民商法雑誌二九卷一号

調停と要素の錯誤、請求異議の管轄

民商法雑誌二九卷四号

昭和三十一年

買収処分区域不明確な取消判決の適否

民商法雑誌三〇卷六号

昭和三十一年

呈示期間後の小切手資金払込と支払の効果

民商法雑誌三二卷三号

調停関与と除斥原因

民商法雑誌三三卷二号

他人の土地譲渡を約する調停の効力

民商法雑誌三三卷四号

控訴審の実質上第一回の口頭弁論期日ではじめて提出された買取

請求権行使の主張は二三九条により却下されるか

法学会論集七卷一号

請求の一部につき裁判を脱漏した場合 民商法雑誌三三卷六号

民訴五四七条二項の執行停止決定に対する不服申立の許否につい

て

判例評論六号

処分禁止の仮処分前の処分行為に基づく権利取得の登記が右仮処

分の登記後になされたとき、それで仮処分債権者に対抗できるか

法学会論集七卷二号

昭和三十三年

原告の所有権を確認して被告名義の所有権の登記の抹消請求を認

容した確定判決は原告の所有権の存否につき既判力を有するか

いわる間接事実についての自白の拘束力

法学会論集七卷三・四号

民商法雑誌三四卷六号

共有物分割請求棄却の判決の既判力の範囲

民商法雑誌三五卷三号

昭和三十四年

適法な弁論更新を認めえない例等

民商法雑誌四〇卷六号

訴訟行為の無効を主張し得ない事例

民商法雑誌四一卷三号

昭和三十五年

執行処分として執行吏が有体動産の占有を取得した場合に執行債

務者の当該動産に対する占有関係はどんな影響を受けるか

判例評論二四号

共有権の妨害排除を求める訴の当事者

判例百選

競売手続無効確認の訴の許否

民商法雑誌四二卷三号

準備手続中撤回した主張と民訴二五五条三項

民商法雑誌四三卷一号

昭和三十六年

講の当事者能力と講管理人の当事者適格

民商法雑誌四四卷一号

控訴棄却の申立なしにした棄却判決と民訴一八六条

民商法雑誌四五卷三号

昭和三十八年

訴取下に対する同意拒絶とその撤回の可否

民商法雑誌四七卷五号

訴の変更と時効中断の効力

判例評論五九号

民法上の組合の訴訟当事者能力

民商法雜誌四九卷三号

昭和三十九年

弁護士法二五条一号違反の訴訟行為の効力

判例評論六六号

不動産の競落人が引渡命令を申請することなく競落物件の引渡を
求める訴を提起した場合と訴の利益の有無
民訴第五四九条の引渡を妨ぐる権利に当らぬ例

判例評論七四号

民商法雜誌五一卷二号

昭和四〇年

共有権の妨害排除を求める訴の当事者

判例百選（第二版）

相手方の陳述事実に基づく訴の変更の可否等

民商法雜誌五二卷三号

家事審判法九条一項乙類一号、三号の処分の審判の合憲性に関する
最高裁の二決定
判例評論八四号

必要的共同訴訟の成否

民事訴訟法判例百選

審級代理

民事訴訟法判例百選

仮執行宣言付支払命令に対する異議と審判の対象

民事訴訟法判例百選

昭和四一年

土地共有持分権の確認訴訟と必要的共同訴訟

民商法雜誌五四卷一号

所有権保存登記およびその後順次經由された所有権移転登記の抹
消登記手続請求訴訟において一部の被告に敗訴した場合における

その余の被告に対する請求についての訴の利益の有無

判例評論九四号

昭和四二年

弁護士法二五条一号違反を理由として中間判決で弁護士の訴訟代
理行為を禁止した事例
判例評論九九号

弁護士法二五条三号違反の訴訟行為の効力
判例評論九九号

配転の効力停止の仮処分——大光相互銀行不当配置替事件

新版労働判例百選

昭和四三年

入会権確認の訴は固有の必要的共同訴訟か

ジュリスト三九八号

複数の貸主中一名による家屋全部の明渡請求

民商法雜誌五八卷三号

調停の成立後でも慰藉料請求ができるか

判例タイムズ二二三号

訴訟上の和解内容の解除と訴訟終了の効果

民商法雜誌五九卷二号

昭和四四年

利害の共通する通常共同訴訟人間においては明示の補助参加の申
出をしなくても、補助参加関係が成立するか
判例評論一二二号

保全判例百選

登録取消後の弁護士になされた訴訟行為の効力

民商法雜誌六〇卷一号

刑事判決は民事訴訟に既判力 (*l'autorité de la chose jugée*) を及ぼすか

フランス判例百選

保険金の支払いを命ずる判決の既判力

フランス判例百選

昭和四七年

訴訟上の会社代表者と民一〇九条・商二六二条等

民商法雑誌六五巻五号

争点効

独立当事者参加の相手方

統民事訴訟法判例百選

共有者全員が提起した共有権確認訴訟は固有必要的共同訴訟か等

判例評論一六〇号

当事者の主張事実を証拠上肯認できない事情として当事者の主張しない他の事実を認定し右主張の立証なしとして排斥することと弁論主義違反の有無

ジュリスト 昭和四六年度重要判例解説

昭和四八年

確定判決ある給付請求権の時効中断のためにする再訴等

判例タイムズ二八九号

仲裁契約の黙示的成立を認めた例

民商法雑誌六八巻四号

昭和四九年

当事者参加訴訟の一審判決に対し一人が控訴した場合における他の二者間の請求と控訴審の審判

判例評論一八一号

法人格否認の法理と民訴法

ジュリスト 昭和四八年度重要判例解説

昭和五〇年

相続財産の限度での支払を命ずる判決が確定した場合における判決の効力

判例タイムズ三一四号

昭和五一年

当事者参加訴訟と上訴審における参加人の地位

民商法雑誌七三巻六号

分割前遺産の譲受と共有関係解消の裁判手続

民商法雑誌七四巻六号

先取特権の目的物をもってした代物弁済の否認

倒産判例百選

昭和五二年

桃花台調整交付金住民訴訟第一審・控訴審判決

判例評論二一九号

前訴と訴訟物を異にする後訴の提起と信義則

民商法雑誌七六巻四号

昭和五三年

不真正連帯債務者中の一人と債権者との間の訴訟において相殺を認めた確定判決の他の債務者に対する効力

判例評論二三七号

昭和五四年

複数の債権者が別個の債権を根担保する目的で債務者所有の不動産について共同で締結した売買予約の完結権の行使に基づく不動産の明渡・移転登記を求める訴えは固有必要的共同訴訟か

判例評論二四二号

昭和五五年

弁護士費用と生活保護―藤木第二次訴訟 法学セミナー二九九号

譲渡担保権者は再譲渡担保契約締結後においても第三者異議の訴を提起できるか
判例評論二五二号

手形裏書の詐害行為取消と「第三者」への効力

民商法雑誌八一巻六号

参与判事補規則の合憲性

判例タイムズ四一一号

配転命令は職種勤務場所等労働者の法的地位に変動を生じさせるからその可否は民事訴訟の対象となる等——丸紅事件
判例評論二五九号

昭和五十六年

先妻の子は戸籍上父を同じくする後妻の子と後妻の間の親子関係不存在の確認を求める利益を有しない等
判例評論二六三号

〔追記〕

昭和三十七年

民事訴訟法の学び方（座談会）

法学教室四号

小山 昇教授略歴・著作目録の作成には、吉沢郁子助手の多大の助力を得た。記して感謝の意を表したい。
高見 進